

令和7年10月29日

第10回

須崎市農業委員会総会 議事録

1. 開会場所 須崎市総合保健福祉センター 2階 会議室2
2. 開会日時 令和7年10月29日(水) 午後2時
3. 出席委員 (農業委員6名) 武田会長職務代理者  
津野委員 宮田委員 橋田委員  
横山委員 堅田委員  
  
(推進委員6名) 谷本委員  
和田委員 森田委員 森光委員  
谷脇委員 坂本委員
4. 欠席委員 (農業委員2名) 古谷会長 大野委員  
(推進委員2名) 高橋委員 三本委員
5. 出席職員 (事務局2名) 梅原局長 徳永次長
6. 議 事 議案第1号 非農地証明願について  
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について  
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の審議について
7. 報告事項 [1] 農地の時効取得について
8. その他

|       |   |
|-------|---|
| 開会宣言  | <p>武田会長職務代理者</p> <p>只今から、令和7年第10回須崎市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>梅原局長</p> <p>本日は2番 高橋委員、4番 三本委員、14番 大野委員、16番 古谷委員から欠席の連絡をいただいております。</p>  |
| 議長    | <p>武田会長職務代理者</p> <p>本日はよろしく申し上げます。</p> <p>それでは日程第1、議事録署名人の選任についてでございますが、私の方で指名させていただきますのでよろしいでしょうか。</p>   |
| 意見    | <p>農業委員（異議なし）多数。</p>  |
| 議事録署名 | <p>武田会長職務代理者</p> <p>それでは、本日の議事録署名人は6番 森田委員、7番 和田委員、よろしくお願いたします。</p>   |
| 議長    | <p>武田会長職務代理者</p> <p>それでは日程第2、議事に入らせていただきます。議案第1号 非農地証明願についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p>  |
| 議案説明  | <p>梅原局長</p> <p>【議案第1号 非農地証明願について 番号1から番号3まで議案書をもとに朗読】</p>   |
| 議長    | <p>武田会長職務代理者</p> <p>何かご意見、ご質問等ございますか。</p>   |
| 意見    | <p>9番 森光委員</p> <p>番号1ですが、747番1については非農地になっていない畑で、芋が植えてある状態です。現在作っている人が今後も耕作できるかは不明ですが、農地の現状で残っており、非農地ではないと考えています。他の筆に関しては、宅地と山林であり、非農地で間違いありません。</p> <p>1番 津野委員</p> <p>番号2ですが、畑と言えるような場所はありません。倉庫が建っており完全に非農地で</p> |

|      |  |
|------|--|
|      | す。   |
|      | 8番 橋田委員<br>番号3ですが、隣に倉庫が建っており、その当時から駐車場として利用されていたようです。非農地です。  |
| 審 議  | 武田会長職務代理者<br>他の委員の方からご意見、ご質問はございませんか。特に無いようでしたら、番号1の747番1以外の申請に関しては許可する事としてご異議ございませんでしょうか。   |
| 採 決  | 農業委員（異議なし）多数。  |
| 議 長  | 武田会長職務代理者<br>特にご異議がないようでございますので、議案第1号 非農地証明願については、番号1の747番1以外、証明書を交付することに決定します。  |
| 議 長  | 武田会長職務代理者<br>続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について を議題といたします。事務局より説明をお願いします。   |
| 議案説明 | 梅原局長<br>【議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について 番号1から番号3まで議案書をもとに朗読】  |
| 補足説明 | 徳永次長<br>補足説明をします。<br>番号1について、譲受人は水稻、かきを作っており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地のすべてを効率的に利用できると思われま。譲受人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、譲受人が年間200日農作業に従事しています。今回の申請は、転貸でもありません。農業関係法令の遵守状況等に違反はありません。取得後も、水稻を栽培するとのことから、周辺の農地に影響はないと考えます。<br>番号2について、譲受人は水稻、みょうが、なすを作っており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地のすべてを効率的に利用できると思われま。譲受人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、譲受人及び妻と両親がそれぞれ年間300日農作業に従事しています。今回の申請は、転貸でもあり |

|      |   |
|------|---|
|      | <p>ません。農業関係法令の遵守状況等に違反はありません。取得後も水稻を栽培することから、周辺の農地に影響はないと考えます。</p> <p>番号3について、賃借人は一般法人であり、高知県内で作られた農作物を全国の市場に流通することを主力にしております。その生産者が減少傾向にあることも鑑み、自社で農作物を生産することを計画しているために許可申請するものです。</p> <p>賃借人は、保有している農機具の能力、農作業に従事する状況等からみて、農地のすべては効率的に利用できると思われまます。賃借人は、一般法人であり、信託でもありません。農作業については、法人の業務執行役員又は重要な使用人が1人以上、年間60日以上農作業に従事しています。今回の申請は、転貸でもありません。農業関係法令の遵守状況等に違反はありません。取得後は、ブロッコリーを栽培することと、周辺の農地に影響はないと考えます。</p> <p>以上、農地法第3条第2項各号に該当しているものはないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> |
| 議 長  | <p>武田会長職務代理者</p> <p>何かご意見はありませんか。</p>   |
| 審 議  | <p>武田会長職務代理者</p> <p>何かご意見はありませんか。特に意見がないようでしたら、番号1から番号3まで許可する事としてご異議ございませんでしょうか。</p>  |
| 採 決  | <p>農業委員（異議なし）多数。</p>  |
| 議 長  | <p>武田会長職務代理者</p> <p>それでは、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議については許可することに決定いたします。</p>  |
| 議 長  | <p>武田会長職務代理者</p> <p>続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の審議について を議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p>   |
| 議案説明 | <p>梅原局長</p> <p>【議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の審議について 議案書をもとに朗読】</p>  |

|      |  |
|------|--|
| 補足説明 | <p>梅原局長</p> <p>補足説明をします。</p> <p>まず、農地の区分については、神田和田集落にあり、第1種から第3種までのいずれの要件にも該当しない農地であり、転用が第3種農地に立地困難と認められる場合には許可である農地で、第2種農地です。転用の目的は個人の一般住宅の建築で、現在借家住まいをしています。子どもが生まれ手狭になったうえ、子育てには妻の両親が県外在住のため夫の両親のサポートを受けなければならず、自然環境もよく利便性の高い上夫の両親の自宅から近い申請地に自宅を建築するのはやむを得ないと考えます。</p> <p>費用は、土地造成費〇〇円、建築費〇〇円、諸費用〇〇円の合計〇〇円を全額融資で賄う計画です。金融機関の仮審査が終了しており、許可になり次第融資の申し込み手続きをとる予定になっており問題ないと判断します。</p> <p>申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性は、工期が、許可日から令6か月間となっており、特に問題ないものと判断します。</p> <p>行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みは、開発許可は不要、道路工事、道占用、法定外公共物の占有についても市建設課で不要を確認しています。その他必要な許可等はありません。</p> <p>計画面積の妥当性については、事業計画書、土地利用計画の図面から必要な面積と判断します。</p> <p>周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、排水計画については、生活排水は浄化槽を介し、東側市道側溝に排水します。駐車場に降った雨は、コンクリートの勾配を利用し集水升で集め、東側市道側溝へ排水します。建物、庭に降った雨は、庭の土を転圧して固め、勾配を利用して集水樹に誘導し東側の市道側溝へ排水します。庭は集水樹ごと碎石で覆います。東側市道側溝への排水は、申請地を分筆した後に残る農地の地下に埋設するパイプによって排水をします。</p> <p>進入計画については、北側の市道から直接行う計画です。</p> <p>周辺農地への影響は、北側が市道、南側と東側の分筆後の残地として残る農地は貸人の土地、西側は用悪水路と川の土手となっており問題はないと判断します。</p> |
| 議 長  | <p>武田会長職務代理者</p> <p>何かご意見があればお願いします。</p>   |
| 審 議  | <p>武田会長職務代理者</p> <p>他に何かご意見はございませんか。特にご異議がなければ、問題ないということで、意見書を付け、高知県知事へ送付することとして構いません。</p>   |
| 採 決  | <p>農業委員（異議なし）多数。</p>   |

|      |  |
|------|--|
| 議 長  | <p>武田会長職務代理者</p> <p>特にご異議ないようなので、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の審議について は、農地法第5条3項の規定により、意見書を付け、高知県知事に送付することとします。</p>   |
| 議 長  | <p>武田会長職務代理者</p> <p>続きまして、報告事項について 事務局より説明をお願いします。</p>   |
| 報告事項 | <p>梅原局長</p> <p>【報告事項[1] 農地の時効取得について 議案書をもとに朗読】</p>   |
| 議 長  | <p>武田会長職務代理者</p> <p>以上で今回予定されていた議案は終わりましたが、他に何かございませんか。</p>  |
| その 他 | <p>森田委員</p> <p>視察研修旅行の報告</p> <p>武田委員</p> <p>タブレットの活用検討について提案</p> <p>梅原局長</p> <p>視察研修旅行の旅費集金方法、金額について</p> <p>J Aまつりの出欠について</p> <p>農業委員会全員研修の開催日程について</p> <p>高岡郡協議会及び懇親会の開催、出席について</p> <p>忘年会の日程について</p> |
| 閉会宣言 | <p>武田会長職務代理者</p> <p>その他、何かございませんか。</p> <p>ないようでしたら、以上で第10回農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でございました。</p> <p style="text-align: right;">閉会 午後 3時00分</p>   |

その真正なることを証して署名する。

議長 武田 作実

6番 森田 砂織

7番 和田 真紀